

意見陳述書

令和元年5月29日

静岡県浜松市浜北区尾野1338-7

聞 間 元



はじめに ビキニ水爆被災事件は政治決着後隠されてしまった被災事件である

ビキニ水爆被災事件（以下ビキニ事件）は、1954年3月16日付読売新聞朝刊の第五福竜丸乗組員23名の被ばく報道によって日本、そして世界に知られることになった。

対応を迫られた日本政府は、3月18日以降、マーシャル諸島周辺海域で操業したマグロ漁船に対して、厚生省公衆衛生局長の指示で指定5港（塩釜、東京築地、三崎、清水、焼津）への水揚げするよう指示し、マグロ類や船体の放射能汚染調査が始まった。

その結果、第五福竜丸以外にも多くのマグロ漁船の漁獲物、船体や漁具、さらに船員の放射能汚染が明るみに出てきたのである。

戦後の国民経済の復興の中で、当時の遠洋漁業にかけられていた期待は大きかった。戦後の食糧難の中では、沿岸漁業だけでなくマグロ・カツオ漁は国民のタンパク摂取源として重要な位置を占めていたし、又数少ない対米輸出品としての缶詰産業の主力商品でもあったからである。

当初米国政府が海の放射能汚染はない、魚類の放射能汚染は考えられないという立場をとったため、日本政府は5月14日の6回目の核実験終了と同時に俊鷲丸という調査船を出してマーシャル海域を含む太平洋の汚染調査を行った。その結果、プランクトン類や魚類はもちろんのこと、海水、雨水の放射能汚染が明らかになった。

日本国内の原水爆実験禁止署名運動の急速な広がりによって慌てた日米両国政府は、冷戦下にあったソ連との核兵器開発競争に支障があってはならないと早期の政治決着を目指し、12月31日をもってマグロ類の放射能調査は中止となった。

翌1955年1月4日には日本国外務大臣と米国駐日大使の交換公文が交わされ、米国が1名の死者を含む福竜丸乗組員の健康被害と漁業界の魚価損失への代償として200万ドルの見舞金を支払い、日本政府が「原子核実験により生じた日本国及び国民の一切の損害に関する請求の最終的解決として受諾する」ことを内容とする政治的決着が図られたのである。

これ以後、ビキニ事件は完全に解決をしたものとされ、第五福竜丸以外に約900隻、数万人に上った被災船員の調査も全く行われることもなく、幕引きとなってしまったのである。その結果、ビキニ事件は、被ばく6か月後に亡くなった第五福竜丸の久保山愛吉無線長以外、何事もなかったかのような雰囲気醸成されていったのである。

当時は原爆傷害調査委員会（ABCC）による原爆被爆者の健康実態調査も始まったばかりであり、原爆被ばくの後影響についての医学的知識も十分ではなかったことも重なって、退院した第五福竜丸の船員を含め、被災船員たちのその後への関心も急速に薄れ、

忘れ去られていったことに留意していただきたい。

その後、このビキニ被災（被ばく）問題に再び光を当て、元漁船員たちのその後の実態調査が進められ、ビキニ被災船員全体の人権を回復する問題として提起することができたのは、1980年代からの高知幡多高校生平和ゼミナールの高校生と教員たちによる聞き取り活動、そして第五福竜丸元乗組員の大石又七氏の証言活動に触発されたことが大きい。

1 放射線による健康障害は継続的に調べないとわからない

元漁船員の聞き取り調査で明らかになったことは、元漁船員たちが同じ年齢層から見て早死をしている傾向があること、しかも悪性のがんをはじめ罹っている傷病が多岐にわたっているということであった。それは放射線の人体影響の国際基準となっている原爆被爆者の半世紀に及ぶ疫学調査が示しているように、放射線被ばくの後影響の多様性、複雑性によるものである。

放射線被ばくがもたらす人体への後影響（晩発性障害）それ自体には、特異的な病像や病理変化はないとされている。つまり一般疾病と変わりがない。

したがって、放射線被ばくと被ばく後長期間を経て発生する傷病との因果関係においては、これまでの放射線と健康影響に関する疫学調査の結果を参照する以外にない。

国際的にもっとも信頼されている原爆被爆者の疫学調査では、爆心地からの距離によって推定される被ばく線量と傷病の発生率・死亡率の間に線量反応関係、すなわち確率的影響が見出されている。同時に、爆発初期の放射線を浴びることがなかった人々のなかにも健康障害がみられ、居住していた地域やその後の行動によって残留放射線に被ばくしたとみられる調査結果が判明している。この残留放射線は、ビキニ被災で言えば放射性降下物に相当する。この放射性降下物が外部被ばくと内部被ばく双方の放射線源となったことは言うまでもない。

2 核実験による放射能汚染の調査は、米国による限られた調査でごまかされてきた

ビキニ核実験の被ばくとは、核爆発直後に巻き上げられた海水やサンゴ礁などの粉じんと共に生成された放射能雲（いわゆるキノコ雲）から降ってきた放射性生成物による被ばくである。この放射能雲に含まれた放射性生成物は、灰となって局地的に降下し、海洋汚染や島嶼の土壤に沈着した。また細かい微粒子（塵）は、水蒸気などと重合して放射性雲塊として対流圏に運ばれていくことになった。こうした放射性降下物は、北太平洋の上空に帯状に広がり、千数百キロメートルにわたって洋上や島嶼に降下したのである。

この当時の放射能雲の拡がりを調査できたのは、核実験の実行者、当事者であった米原子力委員会（AEC）とその付属機関の研究者だけである。しかし当時の調査は、太平洋沿岸の大陸や日本列島、そしてグアム島、ハワイ島、ウエーク島などの米軍施設に限られ、マーシャル諸島でも中南部の2か所の環礁だけの調査スポットに限られていたのである。しかもこの測定データの全体像は1980年代まで軍事機密として秘匿されていた。

繰り返しになるが、帰港直後にわが国の科学者が線量測定を行い得た第五福竜丸乗組員

を除いて、被災船員個人の被ばく線量の実測報告は全くない。

さらに放射性物質が大気や海水、食物を通じて人体内に取り込まれることによって生じる内部被ばくの線量評価については、今日においても科学的に未解明なことが多い。

しかし、わが国では、日米共同出資の公益財団法人である放射線影響研究所によって、ABCCの調査を引き継ぐ形で長期にわたって継続的に行われている原爆被爆者の死因調査や生存被爆者の健康調査で判明している確かな事実がある。すなわち、原爆放射線に被ばくしたとされる人々は、被ばくしていないか、被ばくしたとしてもごく低線量の被ばくであった人々と比較して、統計学的に死亡率が有意に増加しており、一見放射線と無関係に思える生活習慣病といわれる各種の慢性的疾病の発生率、有病率、死亡率も有意に高い。このことはUNCCEAR（放射線影響に関する国連科学委員会）の報告書でも承認されている知見である。

また細胞遺伝学研究の進展によって、放射線被ばくが細胞内の染色体上のさまざまな遺伝子を損傷し、その異常（変異）が長期にわたって安定して残存することが知られている。また電子スピン共鳴（ESR）という解析技術によって歯のエナメル質を用いた被ばく線量評価が可能であることも科学的に確立している。2014年に広島大原爆放射線医学研究所の星正治名誉教授をリーダーとした科学者たちによって行われたビキニの元船員の被ばく線量の調査はこうした科学的証拠を提供している貴重な調査である。

さらにビキニ被災船員の早すぎる死亡の実態が、1985年以来の高知における民間団体の地道な調査で元船員たちの死因、死亡年齢、がん死亡率等の資料で裏付けられている。

3 船員保険部『ビキニ環礁水爆実験による元被保険者の被ばく線量評価に関する報告書』は、ビキニ核実験の放射線被ばくの実態を隠すものに他ならない

2016年3月にビキニ被災の元船員11名が船員保険の労災給付請求を行うと、全国健康保険協会・船員保険部は、厚労省がビキニ事件当時の公文書開示直後の平成27度（2014年）に発足させた厚労科研費補助金による研究班のメンバーを中心とした有識者会議を2016年8月に設置した。そして2017年12月13日には、『ビキニ環礁水爆実験による元被保険者の被ばく線量評価に関する報告書』（以下、「報告書」）を公表し、その12日後の12月25日に請求人11名全員の不支給決定を通知した。

この「報告書」は、請求人たちの当時の被ばくの事実を認めながら、当事者の米国に都合の良い限られた資料に依拠し、請求人が受けた被ばく線量はわずかなので、その後の健康状態に影響を与えることはないとの結論をだしている。

私を含め代理人が、「報告書」の線量評価の方法が妥当かどうかを検証するために、その方法を実測された線量評価のある第五福竜丸に適用した場合の評価を求めたが、船員保険部の「回答書」では、「第五福竜丸については、今回の申請の対象になっていませんので、有識者会議では検討していません」という木で鼻をくくったような回答であった。「報告書」が依拠した補間法といわれる外挿による線量計算法は有識者会議が独自に編み出したもので、誰も検証できないものである。例えば実測値のある第五福竜丸にこの方法を適用すればどうなるか、科学者なら当然検証してみるべきであるが、これを拒否することは何か不都合なことがあるからではないのかと疑わざるを得ない。

また、広島の実験専門家グループが元船員を実際に調査し、染色体異常率や歯の ESR 法での線量評価を学術雑誌に報告したが、「報告書」の著者たちがあれこれの理屈を並べて真摯に検討しようとしめない態度は有識者会議の見識が問われる問題である。「報告書」の内容は、広島科学者グループが現代放射線科学の確立した方法で測定した結果を明確に否定しているわけでもなく、染色体異常率から換算された線量が歯の ESR 線量と一致しないとか（実際には許される誤差の範囲）、対照群の設定に「一抹の不安を覚えた」とか、請求人が大白歯と説明しているにもかかわらず、「臼歯か大白歯かわからないあいまいな記述」だとおおよそ科学的態度とは言えないような、ただ請求人を切り捨てようとしている態度としか思えない。

このほかにも「報告書」には事実誤認、あるいは恣意的な判断としか言いようのない問題が数多くある。その中でも特に看過できない問題点を以下に挙げてみる。

4 「報告書」が被ばくの長期的影響や確率的影響を全く顧みないのは、放射線影響の医学的知見に反する事実誤認である

「報告書」は、1984年の Isotope News 誌の「ビキニ事件から 30 年」の特集や、1985年の同誌 2～3 月号の M.Eisenbud 氏（元 AEC の科学専門機関の責任者）の回想録を取り上げて、「これらの資料から報告者が受けた印象は、『放射線による健康影響の追跡調査が継続されていた第五福竜丸乗組員は別として、事件そのものによる直接的な影響の調査は既に終わっている』というものである。」と記載している。このような米国の核実験実行機関の関係者の見解を無批判に取り入れた「報告書」には、放射線被ばくの長期的影響（晩発性障害ともいわれる）についてはまったく念頭にない。

このような態度は、放射線影響研究所が半世紀にわたって原爆被爆者の健康調査（寿命調査、成人健康調査）を継続しているが、まさに原爆放射線の影響、とりわけ悪性腫瘍やがん以外の各種成人疾患が、被ばく後 10 年前後から半世紀を超えて今日に至るまで増加継続していると報告していることとは対照的である。こうした放射線被ばくの長期的影響の調査結果を無視する「報告書」の認識を疑わざるを得ない。

5 「報告書」の外部線量評価は AEC データを下敷きにしたものである

「報告書」が依拠している実験当時のデータは、米原子力委員会（AEC）のデータであり、NYO-4645(EX)という識別番号で収載されている。このデータは 1980 年代に米国立公文書館から大部分が機密解除されて公開されたが、このような「報告書」の線量評価には新規性はなく、いわばこれまでの文献調査に過ぎず、それまでの米国の調査の欠陥がそのまま反映されたものになっている。

このデータは、AEC が機密下に軍事目的で調査していた太平洋沿岸の米軍基地や、マーシャル諸島の中緯度と南部の 2 か所を含む太平洋の島嶼のモニタリングポストのデータである。そこで測定には、今日では用いられないガム（粘着）フィルムによる降下物捕集器が使われ、そこで捕捉された降下物のベータ崩壊活性が測定されているという旧式のものである。このような当時の測定データの問題点は、2010 年に公開された米国保健物理学

会誌 (Health Physics 99 巻 2 号) の総説的論文で指摘されているところである。

今日ではこの測定法には過小評価につながる大きな問題点があったことが、上記雑誌の論文だけでなく、開示された機密文書内の記述からも指摘されている。

その第一の欠陥は、マーシャル諸島では 31 ある環礁島のうち、中緯度と南部の 2 つの環礁の地上と北部の 4 つの環礁の高空での測定が行われたに過ぎないといことである。しかも実験環礁に近い北部の環礁は、飛行高度における水分の存在などの条件から「実際に堆積した降下量を正確に反映していないことがある」「一般的に低くバイアスされていると仮定される」とはっきり記載されている。しかも 1980～90 年代の環礁の土壌調査ではサンゴ環礁という特徴もあって降下物の地下浸透や風化により降下物の喪失が生じるためさらに過小評価になっているといった問題も指摘されている。

第二の欠陥は、粘着フィルムによる測定の欠陥である。この方法は「非常に多い降水量のために、粘着フィルムの降下粒子を保持する能力は、時々非常に低くなっていた可能性が高い。これらの様々な要因は、粘着フィルムデータの解釈における高い不確実性をもたらした。」と記載されている。航空機での測定にも主翼などに取り付けられた粘着フィルムが使われている。

第三の欠陥は、放射線降下物の降下は不均等であるということを見逃し、ホットスポットの存在を全く無視していることであるが、これは漁船の被ばく線量に直接反映される問題である。

そもそも放射性降下物の環礁での測定値は広大な太平洋の中でモニタリングポストの数があまりにも少ないため平均的降下を代表していない。実験後の放射能雲の移動や島嶼への到達速度も実際に観測されたデータと一致しているかどうか検証法のないモデルを使っている。

また、AEC 関係の開示文書 NYO-4645(EX)には、実験当時、船舶上でもガムフィルムによる放射線量観測が行われていたが、洋上の船舶からの日々のデータにはかなりの不確実性があるため、放射線量を示す地図では陸地 (島嶼) のモニタリングポストからのデータのみを記載するとされている。さらにこの文書では、「特に航行の途中、激しいフォールアウトに曝された船では、処理や輸送時のサンプルの二次汚染防止の手順が充分ではなかった」と、激しい放射性降下物に曝された船舶上のデータが日々の放射性降下物データには反映されていないことが記されている。このように米軍の放射線量地図には日々の激しい放射性降下物に曝された事実が反映されているわけではなく、そうした存在があったとしても、地図上に平均化された形で反映されていることになる。

6 「報告書」が採用した漁船の被ばく線量は核実験後のホットスポットの存在を全く無視しているため甚だしい過小評価になっている

漁船の被ばくは当然ながら海上で生じているが、放射能雲からの降下物も、南洋特有の降雨による被ばくも、汚染された海水からの被ばくのデータも実測されているものがない。そこで「報告書」では漁船の推定被ばく線量を以下のような手法を使って推定した。

「報告書」が採用した補間法は、広い太平洋を 1 緯度経度の 111 キロメートル平方、つまり 1 万 2,321 平方キロメートルの面積に碁盤目のように分割する。そこに 1954 年当時

の米 AEC が作っていた線量率等値地図（報告書 39 ページの図 2）を重ね、柵目の中に漁船の航跡（当時海上保安庁、又は水産庁に各漁船から報告された）をなぞり、その柵目に平均的に放射性物質の降下が起こっていると仮定して、線量を計算するというものである。

核実験後のフォールアウトは均質に降下せず、風に乗って帯状に流れ、高濃度のホットスポットを形成しながら降下するので、補間法では実際の被ばく線量を反映しないのは当然である。こうした漁船の被ばく線量推定手法は有識者会議が独自に採用したもので、これまで科学的に検証されたものではない。

ちなみに、「報告書」が採用した補間法の手法によって第五福竜丸の線量を広島大名誉教授大瀧慈氏（統計数理学）が試算してみるとわずか 0.08 ミリシーベルトにしかならない。実測されている第五福竜丸乗組員の被ばく線量を平均 4 グレイ（1.6～6 グレイの中央値）とすると、「報告書」は 5 万分の一という過小評価をしていることになる。

7 「報告書」の最大の欠陥は、被災者本人からの聞き取り調査、診断調査の欠如である

2014 年 10 月の厚労省文書の開示に合わせて作られた厚労省科研費研究班の「報告書」も、また 2017 年 12 月の船員保険部有識者会議の「報告書」も、その作成に当たり、被災船員の聞き取り、診断の確認調査を全く行っていない。私は医師として患者の診断をするのに、患者の間診もせず、身体所見の確認もせず、診断結果を出すなど考えられない。特にビキニ核被災については、被ばくの可能性が高い環境にあり、晩発性障害の発症も考えられる状況であることから、徹底した被災状況の調査、身体状況の確認等を行わなければ正しい結論は出せない。しかも被災状況は各個人で異なり、一般的な結論で全被災者を一括りにした結論を出すことは許されない。

したがって、この二つの「報告書」の作成経過は誠に異常なものであり、特別な背景事情があったとしか思えず、結局のところ、日米合意で第五福竜丸以外の被災の事実を表に出さず、早期に鎮静化させるという、一貫した流れが現在も続いているとしか考えられない。

おわりに

1955 年 1 月の政治決着後、ビキニ水爆被災事件は米国からの見舞金が支給されたことをもって、一切が完全な解決とみなされて幕引きとなってしまった。この政治決着なるものは漁業界が受けた損失補償問題に対する政府間決着であって、被ばくしたはずの船員たちの問題が解決されたわけではない。少なくとも日本政府は、被災した船員に対して国としての調査や事後指導を行うべき責任があったはずである。しかしその後船員たちの調査は一切行われず、船主に対する指導、船員たちへの事後指導など、被ばく後の健康状態の把握、教育や啓もう活動などは一切顧みられることがなかった。

その結果、半世紀にわたって多くの被災船員たちの生存権、健康に生きる権利の保障は失われてしまったのである。

今日、長く隠されてきた政府公文書が開示されたことで、1985 年から取り組まれてきた高知幡多高校生ゼミナールの調査活動が再評価され、地球規模の放射能汚染を生じさせたビキニ事件の船員たちの人権問題が初めて法廷で問われることになった。

ビキニ事件が長い間隠され、忘れ去られてしまったのは何故なのか、政府の責任は問われなくてもよいのか、が今問われていると考える。

以上